

令和 4 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、法に規定する障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針は、杉並区契約事務規則（昭和 39 年杉並区規則第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する課（以下「各課」という。）に適用する。

3 調達の対象となる施設等

本方針の調達の対象となる施設等は、次に掲げる障害者就労施設等（以下、「作業所等」とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、食品、雑貨、清掃、印刷、クリーニング等、作業所等が受注することが可能なもの。

5 調達の目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務ごとに、前年度の調達額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進に向けた取組み方法

- (1) 全庁の推進体制
 - ① 作業所等からの物品等の調達は、各課が積極的に行う。
 - ② 「障害者優先調達推進庁内連絡会議」の方針に基づき、庶務担課長会などを通して、全庁で優先調達の推進を図る。

③各課は、物品等の調達に当たっては、作業所等が担えるような発注内容・発注方法・発注量や余裕のある履行期間などを考慮するように努める。

(2) 具体的な取り組み

①作業所等への外注が可能な役務の切り出し…添付「参考資料」

- ・各課の物品及び役務の調達についてはその都度、作業所等からの調達の可能性について検討する。
- ・各課は障害者生活支援課（障害者研修職員）に依頼している役務を、新たに優先調達につなげるよう、作業所等への業務委託の予算化に努める。

②調達の推進に必要な情報の収集及び提供

- ・障害者生活支援課は作業所等が供給可能な物品等の種類、内容、金額など、その調達の推進のために必要な情報の収集を行う。また、物品等の調達にあたっては、これらの情報を積極的に各課へ周知する。

③障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者生活支援課は障害者就労施設等が供給する物品及び役務について、質の向上、供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。

(3) 調達の実施

作業所等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を、より積極的に活用するものとする。

7 推進スケジュール

別紙「令和 4 年度障害者就労施設からの物品等調達推進スケジュール」のとおり

8 調達実績の公表

各課は、会計年度終了後、本方針に基づく調達実績を障害者生活支援課に報告するものとする。障害者生活支援課は、報告に基づき実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

9 その他

(1) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

区は、法第 10 条第 2 項の規定に基づき、施工能力等審査型総合評価方式の活用等、引き続き、公契約について障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 作業所等の供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化

区は、区内の作業所等が法第 11 条の規定に基づき供給物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めることに対し、必要な支援を行うものとする。